

大学共同利用機関法人自然科学研究機構機構会議規程

平成16年4月1日

自機規程第 2 号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第11条第2項に基づき、機構会議の組織運営等について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 機構会議は、機構長の求めに応じ、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）の中期目標・中期計画、人事、予算等の重要事項について審議する。

(構成)

第3条 機構会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 機構長
- 二 理事
- 三 副機構長

2 監事は、機構会議に出席して意見を述べることができる。

(議長)

第4条 機構会議の議長は、機構長とする。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名した理事がこれに当たる。

(招集)

第5条 機構会議は、議長が招集する。

2 前項に定める場合のほか、機構会議は、理事又は副機構長の求めに応じ、招集することができる。

(開催)

第6条 機構会議は、原則として毎月1回開催する。

2 前項に定めるもののほか、機構会議は臨時に開催することができる。

(職員の出席)

第7条 機構会議には、事務局長は陪席することができる。

2 議長は、必要があると認めた場合には職員を会議に出席させ、説明させることができる。

(議事)

第 8 条 機構会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 機構会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 9 条 機構会議の庶務は、事務局総務課において処理する。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、機構会議の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、機構会議の議を経て機構長が定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。